

熊本県指令男女協第14号  
合志市幾久富1123-5  
NPO法人NEXT EP

貴法人から令和5年(2023年)12月11日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項の規定により、下記の期間を有効期間として認定の有効期間を更新します。

令和6年(2024年)3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫



記

認定の有効期間 令和6年(2024年)4月8日から  
令和11年(2029年)4月7日まで

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。